



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年8月13日

コートジボワールシリーズ (9)
～裁判制度について～

1. はじめに

2000年の憲法改正により、最高法院 (Cour suprême) は、國務院 (Conseil d'État)、破毀院 (Cour de cassation)、会計院 (Cour de comptes) の3つの機関に取って代わられた (憲法 102 条) ということである。しかし、実定法が無く実際には理論上のものに過ぎないとされている¹。最高法院の下級審として、第1審と第2審がある。

2. 下級審

1) 第1審

第1審裁判所は、以下の9つの裁判所 (TPI) と支部 (Section Détachée) がある。

TPI Abidjan : sections détachées d'Agboville, d'Adzopé, d'Aboisso et de Grand Bassam ;

TPI Yopougon : section détachée de Dabou ;

TPI Abengourou : sections détachées de Tiassalé, de Bondoukou et de Bouna ;

TPI Bouaké : sections détachées de Katiola, de M'Bahiakro, de Dimbokro, de Bongouanou et de Toumodi ;

TPI Korhogo : sections détachées de Boundiali et d'Odiénné ;

TPI Daloa : sections détachées de Sassandra, de Soubré et de Séguéla ;

TPI Gagnoa : sections détachées de Divo, d'Oumé et de Lakota ;

TPI Bouaflé : section détachée de Sinfra ;

TPI Man : sections détachées de Touba et de Danané.

裁判所と支部は同じ権限を有し (民事・商事・行政訴訟典 5 条)、支部の判決に対して第1審裁判所に上訴することはできない。

請求額が 500,000 フラン以下の場合、民事・商事裁判においては第1審というだけではなく、最終審となる (同法 6 条)。

請求額が 500,001 フラン以上の場合、以上の制限が無く、第1審の判決は上訴することが可能である (同法 6 条)。

他に主なものとして以下の裁判所がある。

a) 労働裁判所 :

¹ L'UNITÉ DE L'ÉTAT DE DROIT (RULE OF LAW), ONUCI 「L'ORGANISATION ET LE FONCTIONNEMENT DU SYSTÈME JUDICIAIRE EN CÔTE D'IVOIRE」 JUIN 2007 も参照 (<http://www.onuci.org/pdf/rulesrapport6.pdf>)

裁判所の所長は、原則として第1審裁判所ないし支部の所長が兼任することになる。取扱事件としては、労働契約や研修契約に際しての労働事故や業務上の病気に関することを含むとしている（労働法典 81.7 条）。

b) 刑事裁判所：

フランス法と類似性があると思われるので、以下のように当職の理解を示す。

コートジボワールではフランスと同様、*contravention*（違警罪）、*délit*（軽罪）、*crime*（重罪）とに分類される。

民事裁判所と刑事裁判所が組織的には原則として一元化されており、違警罪と軽罪を扱う裁判所は以下の通りである。これに対して、重罪を扱う第1審が高位レベルに位置づけられる。

- ・ 違警罪裁判所→弾劾部（*Chambre d'accusation*）が事情により違警罪と判断したときのみ同裁判所に送られる。
- ・ 軽罪裁判所→6ヶ月以下の禁固ないし 360,000 フラン以下の罰金の場合
なお、刑法3条には以下の分類がされている。
- ・ 重罪：無期懲役や有期懲役などの自由刑²
- ・ 違警罪：2ヶ月以下の自由刑ないし 360,000 フラン以下の罰金
- ・ 軽罪：以上に該当しない自由刑や罰金刑³

c) 商事裁判所：

N°01/ PR du 11 janvier 2012 du Président de la République に基づき、商業裁判所は創設された⁴。その目的は、国内外の投資を安定させるため商事的な紛争に対して最善の措置をとることにある。職業裁判官と商工会議所のリストから選出される素人裁判官である *juge consulaire* から構成される。現在のところ、商業裁判所はアビジャンにある1つだけである⁵。

2) 控訴院

第2審として控訴院がある。

控訴院裁判所は、Abidjan, Bouaké 及び Daloa にあり、民事・商事部、刑事部、社会部、行政部の4つに分かれる。

重罪院（*Cours d'assises*）については、職業裁判官と陪審員で構成される。陪審員は、フランス語が読み書きできる、25歳以上など一定の要件を満たす必要がある（刑事訴訟法 225 条）

3. 上級審

1) 憲法院

² 死刑は最近廃止された。

³ 以上は、KOMOIN François, *Organisation Judiciaire en Côte d'Ivoire*, <http://www.ohada.com/etats-membres/cote-divoire.html> を参照

⁴ <http://www.tribunalcommerceabidjan.org/faq.php>

⁵ 同上

憲法院は1994年に設置され、2000年の憲法により制度化された（憲法88条から94条）。憲法院は、違憲審査権を有する。国民投票権などの投票活動の管理、大統領候補の資格、投票結果の公表など付随的権限もある⁶。

2) 最高法院 (Cour suprême)

a) 司法部

LOI N° 97-243 DU 25 AVRIL 1997に基づき、組織及び権限は決定されている。上告に対して決定権限を有する。司法部は、法律審であり事実審ではない。よって事実に関する審査をしないのが通常である。しかしながら、LOI N° 97-243 DU 25 AVRIL 1997の28条によると、破棄自判することもできる場合もあるようである。

b) 行政部

主に国家が当事者になった場合について判断をする。

c) 会計部

国会や政府を補助したり、公会計について判断したりする⁷。

4. 司法仲裁統一裁判所 (CCJA)

OHADA条約に基づき、CCJAは設置された。同条約に準拠する統一法に関連する争訟は第1審および控訴審ではその地域の裁判で処理されるが（同条約13条）、CCJAは統一的な解釈及び適用を最終的に確保する役割を担う。

国家や閣僚会議、裁判所からの諮問にたいして助言をする役割も有する。

5. 高等院

政府職員の職務上の犯罪や大統領の大反逆罪について判断する⁸。

6. 結語

以上の通り簡易に記載したが、実務の流れは法律の通りに行かないことは多々あることなので、各自で専門家に確認すべきなのは言うまでもない。

赤坂国際法律会計事務所
〒104-0031
東京都中央区京橋 1-1-10
西勘本店ビル 5階
TEL(03)3548-2702
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム
弁護士 角田 進二

⁶以上は、KOMOIN François, *Organisation Judiciaire en Côte d'Ivoire*, <http://www.ohada.com/etats-membres/cote-divoire.html> を参照

⁷ 同上

⁸ 同上